

事業報告書		
医療法人番号	00539	
報告期間	自	令和5年4月1日
	至	令和5年3月31日
1 事業報告書の概要		
(1) 名称	医療法人 恵雄会 分類① 社団(出資持分あり)	
	分類②	その他
	分類③	基金制度不採用
(2) 事務所の所在地	都道府県 岐阜県 市区町村 恵那市 町名、番地 大井町1064-1 建物名 記載はこちら	
(3) 設立認可年月日	平成14年7月15日	
(4) 設立登記年月日	平成14年8月8日	
(5) 理事長の氏名	姓	井口
	名	智雄
役員及び評議員の人数		
役員及び評議員	記載はこちら	
2 事業の概要		
(1-1) 本来業務（病院、診療所）	記載はこちら	
(1-2) 本来業務（介護老人保健施設、介護医療院）	記載はこちら	
(2) 附帯業務	記載はこちら	
(3) 収益業務	記載はこちら	
(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項	記載はこちら	
(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債	記載はこちら	
(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債	記載はこちら	
(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設	記載はこちら (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。	
(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容	記載はこちら 全ての指定内容について記載しても差し支えない。	
(9) その他	記載はこちら 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）	

事業報告書

2-(1) 本来業務 (開設する病院、診療所(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

注) 1. 地方自治法第 244 条の第 2 项に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
2. 救急病院又は介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄に内定所員及び准定員を記載すること。

事業報告書

2-(1) 本來業務

(介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務)

注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。

2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。

2. 準置院等に付する医療機関の許可番号又は、医療院登録番号又は、准置院登録番号を記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可・病床数の欄は、入所定員及び看護所定員を記載すること。

事業報告書

2-(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を委託管理の欄に記載すること。

事業報告書

注) 2-(5)、2-(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくとも差し支えないこと。

2-(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

注) 医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。
医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

2-(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

医療機関側の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携による医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由

注
1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。
2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

2-(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

様式 2

法人名 医療法人 恵雄会
所在地 岐阜県恵那市大井町1064-1

※医療法人整理番号

財産目録 (令和6年3月31日現在)

1. 資産額	1,111,995 千円
2. 負債額	597,285 千円
3. 純資産額	514,710 千円

(内訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	300,284
B 固定資産	811,711
C 資産合計	(A+B) 1,111,995
D 負債合計	597,285
E 純資産	(C-D) 514,710

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土地 (□ 法人所有 ■ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))
建物 (■ 法人所有 □ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

法人名 医療法人 惠雄会
 所在地 岐阜県恵那市大井町1064-1

※医療法人整理番号 00539

貸借対照表
 令和6年3月31日 現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	300,284	I 流動負債	109,853
現金及び預金	112,094	支払手形	
事業未収金	139,531	買掛金	
有価証券		短期借入金	
たな卸資産	2,200	未払金	59,840
前渡金		未払費用	6,715
前払費用	468	未払法人税等	137
その他の流動資産	45,991	未払消費税等	587
		前受金	
		預り金	9,097
		前受収益	
		その他引当金	11,400
		その他の流動負債	22,077
II 固定資産	811,710	II 固定負債	487,431
1 有形固定資産	665,892	医療機関債	
建物	497,407	長期借入金	415,495
構築物	27,919	繰延税金負債	
医療用器械備品	3,157	その他引当金	
その他の器械備品	17,336	その他の固定負債	71,936
車両及び船舶			
土地			
建設仮勘定			
その他の有形固定資産	120,073	負債合計	597,284
		純資産の部	
		科目	金額
2 無形固定資産	241	I 出資金	8,000
借地権		II 積立金	
ソフトウェア		代替基金	
その他の無形固定資産	241	繰越利益積立金	
3 その他の資産	145,577	その他積立金	
有価証券	58,057	III 評価・換算差額等	
保有医療機関債		その他有価証券評価差額金	
その他長期貸付金		繰延ヘッジ損益	
役職員等長期貸付金		当期末処分利益	506,710
長期前払費用	17		
繰延税金資産			
その他の固定資産	87,503	純資産合計	514,710
資産合計	1,111,994	負債・純資産合計	1,111,994

(注) 1. 表中の固定された勘定科目については、変更しないこと。

法人名 医療法人 恵雄会

医療法人番号 00539

所在地 岐阜県恵那市大井町1064-1

損 益 計 算 書

自 令和5年4月1日

至 令和6年3月31日

(単位：千円)

科目	金額
	事業損失
	経常利益
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	654,443
2 事業費用	
(1) 事業費	696,135
(2) 本部費	
本来業務事業損失	-41,692
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	93,508
2 事業費用	
附帯業務事業損失	-5,957
C 収益業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
収益業務事業利益	0
II 事業外収益	
受取利息	1
その他の事業外収益	57,547
III 事業外費用	
支払利息	4,314
その他の事業外費用	632
IV 特別利益	
固定資産売却益	
その他の特別利益	
V 特別損失	
固定資産売却損	0
その他の特別損失	0
	税引前当期純利益
	法人税・住民税及び事業税
	法人税等調整額
	当期純利益

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること（自動表示）。

2. 表中の勘定科目については、変更しないこと。

3. 表中の選択可能な勘定科目については、ブルダウンにより適切な勘定科目を選択すること。

リストにない勘定科目がある場合は、リスト中の「その他○○」を選択すること。

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人恵雄会

理事長 井口智雄 殿

私（注1）は、医療法人恵雄会の令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和6年5月14日

医療法人恵雄会

監事 岡田悦子

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。